

建設業 サポートブック



石川県

建設業サポートブック 目次

第1章 石川県の制度紹介4

第2章 原価管理14

第3章 元請業者と下請業者の
適正な契約に関する留意事項22

第4章 「私たち、こんな取組みやっています！」 ...26

第5章 メニュー別支援施策集30

第1章

石川県の制度紹介

建設業の許可について

▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

▶ 建設業許可の種類と区分について

(1) 大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ先】 国土交通省北陸地方整備局建政部

【提出窓口】 石川県土木部監理課建設業振興グループ

- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

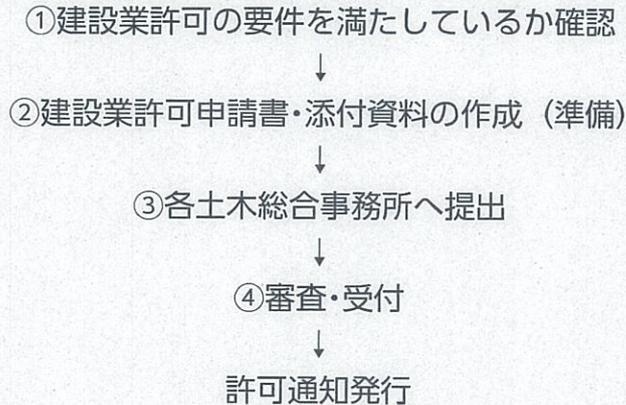
※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

(2) 特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあつては4,500万円^{注1}（消費税込）、建築一式以外の工事にあつては3,000万円^{注2}（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

平成28年6月1日より、注1については6,000万円、注2については4,000万円に改正

建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業許可のしおり」参照）

- ・ 経營業務の管理責任者として経験がある者を有していること
- ・ 専任の技術者を有していること
- ・ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ・ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・ 欠格要件に該当しないこと

②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業許可のしおり」参照）

- ・ 許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
 - （注）・ 納税証明書：県税事務所で取得
 - ・ 登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
 - ・ 身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業許可のしおり」参照）

- ・ 南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・ 石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・ 県央土木総合事務所 TEL 076-241-8201
- ・ 中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・ 奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

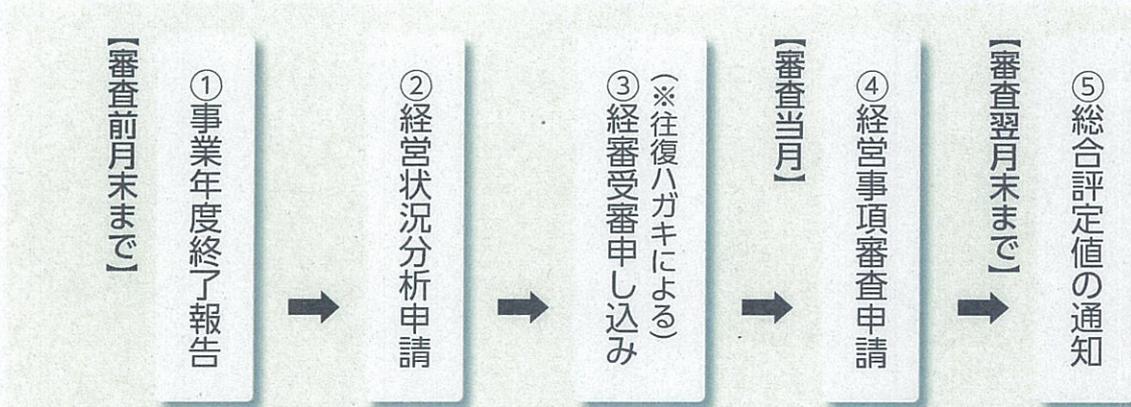
④審査・受付

- ・ 申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
 - ・ 許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
- （注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

▶ 経営事項審査申請フロー



※②の経営状況分析申請は登録経営状況分析機関への申請になります。
(分析機関の一覧については「経審の手引き」を参照してください)

▶ 審査項目について

【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（種類別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（労働福祉、営業継続、建設機械の保有等の状況）

【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

▶ 審査窓口・問い合わせ先

【知事許可業者】

- ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 TEL 0761-21-3333
- ・ 石川土木総合事務所庶務課 TEL 076-272-1188
- ・ 県央土木総合事務所庶務課 TEL 076-241-8201
- ・ 中能登土木総合事務所庶務課 TEL 0767-52-5100
- ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 TEL 0768-22-0567

【大臣許可業者】

- ・ 土木部監理課建設業振興グループ TEL 076-225-1712

入札参加資格について

▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加することを希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者
※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただくこととなります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注するものとしています。

〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数	発注予定金額
A	850 以上	3,000 万円以上
B	760 以上 850 未満	1,500 万円以上 3,000 万円未満
C	680 以上 760 未満	500 万円以上 1,500 万円未満
D	680 未満	500 万円未満

主観点数（主観的事項審査）制度について

▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

▶ 審査対象項目（平成28年度）

区 分	評価項目	評価点数
技術力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	10点
	契約後 VE 提案	15点
社会性	ISO14001の認証等	5～10点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	15点
	社会的取組み（10項目）	1項目5点、2項目以上10点
その他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県の入札制度について

▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ICカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

▶ 入札の方法

（1）一般競争入札

① 一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者により入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

② 対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

③ 入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

④ 落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

（2）指名競争入札

① 指名競争入札とは

指名競争入札とは、資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

② 対象となる工事

予定価格250万円超3千万円未満の工事

③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

▶ 総合評価方式

総合評価方式は、工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札を実施した工事の全件において、以下により実施しています。

〈評価区分〉

①提案型（原則：WTO 対象工事）

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

②評価Ⅰ型（原則：6千万円以上WTO 対象工事未満）

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

③評価Ⅱ型（原則：3千万円以上6千万円未満）

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（=基礎点（100点）+加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・ 基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・ 加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価

〈加算点の評価基準（平成28年度）〉

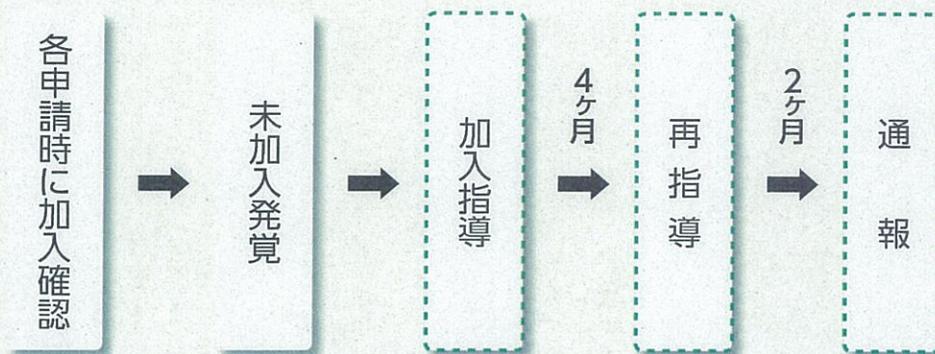
	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	不正行為	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地	指名停止(談合等)	
提案型	20～50												▲2	50
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5	2	1	3	▲2	23.5 (25.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	1		2	1	3	▲2	18 (21)

※（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

社会保険未加入対策について

石川県では、建設業の許可申請や経営事項審査時に、社会保険加入状況の確認・指導等を行っています。

▶ 社会保険未加入対策フロー



▶ 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の適用事業所となる条件

社会保険の種類	加入対象事業所
雇用保険	労働者を1人でも雇用する事業所
健康保険 厚生年金保険	法人：すべての事業所 個人：常時5人以上の従業員のいる事業所

▶ 入札参加資格の申請について

石川県では、平成25年度から、社会保険の加入を入札参加資格申請の要件としています。（適用除外事業所を除く。）

入札参加資格審査の際には、提出された経営事項審査の結果通知書における各保険の加入状況欄をもとに審査するので、当該欄が「無」となっている場合は、保険への加入が確認できる書類を別途提出する必要があります。

▶ 県発注工事の下請参加制限について

平成27年6月から、一定の県発注工事※の下請負人を社会保険に加入している者に限定する措置を段階的に実施していきます。（適用除外事業所と下請負契約を締結することを禁止するものではありません。）

社会保険に未加入の下請負人がいた場合には、必要に応じて、加入指導、通報、元請負人に対する指名停止等を行うものとします。

※ 下請契約の請負代金の総額が、3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる県発注工事

住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）が、新築住宅を引き渡す際には、「住宅瑕疵担保責任保険への加入」または「住宅瑕疵担保保証金の供託」が必要になります。

※ 建築工事・大工工事業の許可業者が新築住宅の建設工事を請け負う場合が主な対象となります。ただし、それ以外の業種の許可業者であっても、新築住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸水を防止する部分を施工する場合は対象となります。

▶ 届出について

住宅瑕疵担保履行法では、年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、資力確保措置（保険加入または供託）の状況について、基準日から3週間以内（4月21日、10月21日まで）に許可を受けている行政庁への届出が必要になります。

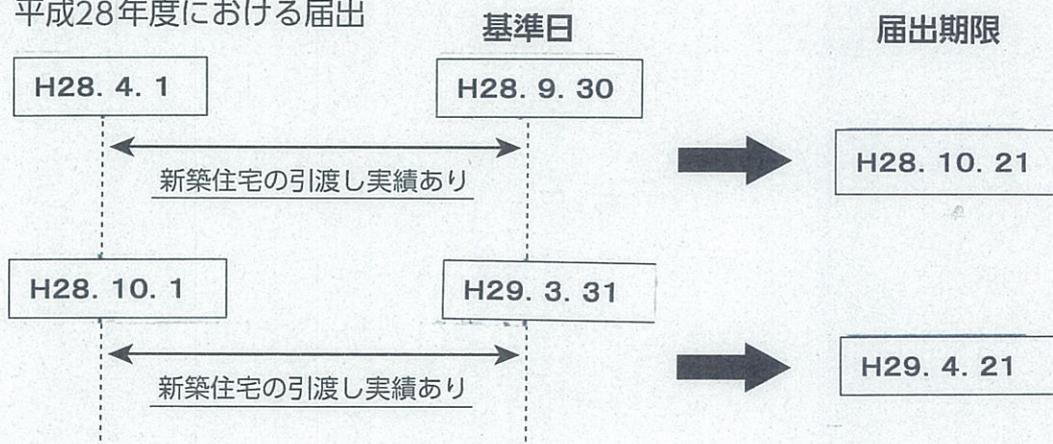
▶ 届出に必要な書類

届出書（第1号様式）／保険契約締結証明書／保険契約締結証明書の明細

▶ その他

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新規契約を制限されるなど、監督処分や罰則が適用される場合があります。

（例）平成28年度における届出



※ なお平成21年10月1日以降に1件でも引渡し実績がある場合は、各対象期間（基準日前の6ヶ月間）の引渡し実績がゼロ件であっても、ゼロ件である旨の届出が必要です。

〈問合せ先・届出先（郵送または持参）〉

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（石川県庁15階）
石川県土木部監理課 建設業振興グループ あて（TEL076-225-1712）

建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。

総合相談窓口

▶ 対象となる方

県内建設業者

▶ 支援内容

●建設業の各種相談

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

●専門家の派遣

- ・ 石川県建設業アドバイザー(経営コンサルタントなどの専門家)派遣による経営相談(経営診断・経営計画の策定等)
- ・ 専門家により身近で手軽に相談できる「経営相談会」の開催など

▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

■問い合わせ先

○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課 | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所 | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所 | TEL:076-241-8201 | FAX:076-244-0915 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

第2章 原価管理

(中小規模の建設業にあった原価管理とは)

石川県建設業アドバイザー
株式会社迅技術経営 代表中小企業診断士 西井 克己

はじめに

建設業界においては、近年の建設投資の減少に伴う受注競争の激化等、厳しい経営環境に置かれ、原価管理の必要性が提唱されてきたところですが、徹底して原価管理を行っていると言える建設企業の割合は、まだまだ少ないのが実態です。

建設業の方に、「原価管理は必要ですか？」と問うと、大半の方は「必要だ」と答えます。しかし、同じ人に「貴社は原価管理を徹底していますか？」と問うと、大半の方が「徹底できていない」と答えます。

このように、原価管理は、皆必要性は感じているものの、なかなか徹底できていないのが現状なのです。

こうした状況を踏まえ、本稿は、原価管理を徹底したいと考えている建設業の方が、自社の原価管理を見直すための参考となるように作成しております。

▶ 1 原価管理の目的を定めましょう。

建設業において、原価管理を徹底できていない理由の1つに、原価管理の目的があいまいであり、全社的にその目的が浸透していないことがあります。

原価管理の目的が浸透していないと、日々の仕事が忙しい等様々な理由により、原価管理の優先順位が下がってしまいます。

まずは、原価管理に取り組むメンバー（経営者、営業部門、管理部門、現場代理人）が集まって、自分たちはなぜ原価管理を行うか、その目的を共有しましょう。

▶ 2 徹底して原価管理を行いましょう。

原価管理は行っているが、実行予算作成前に工事を着工することがしばしばあり、また、工事台帳の進捗管理もしていないため、現場完成後に締めてみるまで、どの程度利益が出るのか分からない。このような状態では、だれも原価管理を信用しようとしません。

原価管理が信用できない場合は、各部署で疑義が生じ、いわゆる一体感のない会社になってしまいます。

例えば

- ・ 経営者は、本当に正しい利益なのか、どこかに無駄があるのではないかなどの疑義を持つ。
- ・ 管理部門は、投資は本当に必要なのか、むしろ外注の方が利益はでるのではないかなどの疑義を持つ。

- ・営業部門は、この予算で本当に利益が出るのか、そもそもコストが高すぎるのではないか等の疑義を持つ。
- ・現場は、どこでどのくらいのロスがでているのかわからないので、どのような改善ができるのかも分からない等の疑義を持つ。

これでは、適正な事業活動ができるはずなどありません。

最初から完璧である必要はありません。まずは、どんなに簡易なものでも、経営者や社員が「納得」できるものを作り、そしてその運用を徹底することが大切です。

▶ 3 従業員に適切な給与を支払っている会社は、外部に支払うお金が少ない。

原価管理を徹底するとどんなメリットがあるのでしょうか？

原価管理を徹底し、外部への支払いを低く抑えている企業は、会社の利益を確保していることはもちろん、実は、従業員1名当たりの人件費も高い傾向にあります。

表1は同友館「中小企業実態基本調査」、表2はTKC経営指標を基にそれぞれ作成した資料です。

いずれのデータも、1名当たりの限界利益（限界利益＝売上－材料費－外注費）が高い会社ほど、1名当たりの人件費が高い傾向を示しています。

一方、1名当たりの限界利益が高い会社ほど、労働分配率（労働分配率＝人件費／限界利益）は低い傾向にあり、このことから、外部に支払うお金を少なくするほど、従業員も会社も喜ぶ結果となっていることがわかります。

すなわち、労使が協力して、会社に必要な限界利益を確保することで、お互いにWIN－WINの関係が形成されているということであり、これはまさしく地域経済を支える中小企業のあるべき姿であるといえます。

表1 1名当たりの限界利益と人件費

「中小企業実態基本調査」に記載の経営・原価指標のうち建設業の指標を引用したもの

	5名以下	6～20名	21～50人
1名当たりの年間限界利益（千円）	6,577	8,020	8,580
1名当たりの年間人件費（千円）	3,749	4,192	4,268
労働分配率（%）	57.0	52.3	49.7

表2 1名当たりの限界利益と人件費（平成24年版 土木工事業）

	年商0.5億 円未満	年商0.5～ 1億円	1～2.5億 円	2.5～5億 円	5～10億 円	10～20億 円
1名当たりの年間 限界利益（千円）	4,656	5,628	7,116	8,388	9,816	11,700
1名当たりの年間 人件費（千円）	2,796	3,396	4,056	4,457	4,812	5,256
労働分配率（%）	59.9	60.4	57.1	53.0	49.1	44.8

中小規模の建設業が目指すべき原価管理とは？

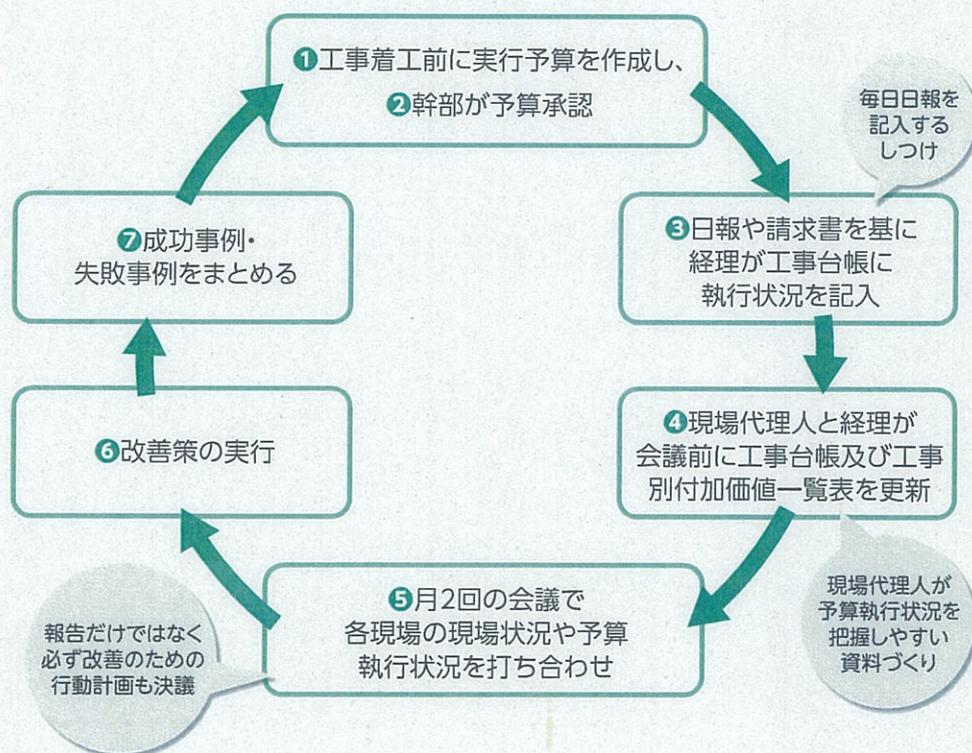
中小規模の建設業は、原価管理を「徹底」することで、あるべき姿に近づくことができます。しかし、ひと口に「徹底」と言えど、実際にどこまで行えば「徹底」していると言えるのでしょうか？

企業の数だけ、そのやり方は存在すると言えますが、あえて具体例をあげれば、「同業他社に原価管理体制を説明する機会があったときに、経営者、管理部門、営業部門、現場代理人が、他社に説明して恥ずかしくないと思えるレベル」であり、図1の「原価管理改革サイクル」のような内容となります。

原価管理改革サイクルは、(1) 工事着工前に実行予算を作成する→(2) 実行予算書の詳細を経営幹部が承認する→(3) 実行予算の執行状況が分かる工事台帳を作成する→(4) 会議前に現場代理人と経理が会議資料(工事台帳及び工事別付加価値一覧表)を作成(更新)する→(5) 会議(月2回程度)で各現場の現場状況・採算進捗状況を報告する。また、報告だけでなく、具体的改善策(行動計画)を決議する→(6) 会議で決議した改善策を実行する→(7) 現場完成後、なぜ予算と実績に差異が発生したのかを検証する→実行予算作成の精度を高めるため、次の(1) 工事着工前に実行予算を作成するという循環(サイクル)になります。すなわち、原価管理改革サイクルは、工事原価の予実管理*であると言えます。

*予算実績管理のこと。予算と実績を比較してその達成率と達成の状況を検討して、目標に達していない場合にはその理由を明らかにし、新たに目標を達成するための対策を取り、目標達成を管理していくこと

図1 原価管理改革サイクル



原価管理改革サイクルを確立するための各項目毎のポイントを示します。

(1) 工事着工前に実行予算を作成する

ポイント

- ・必ず現場代理人が実行予算を作成すること
- ・1現場でいくつも工種が存在する場合はその工種毎(4-1原価管理フォーマット工事台帳参照)に作成すること

(2) 実行予算書の詳細を経営幹部が承認する

ポイント

- ・実行予算承認前に工事を着工しないこと
- ・現場代理人はもちろん、経営幹部がこの工事の懸念点(仕様が固まっていない、不得意な施工内容が存在する等)を把握すること

(3) 実行予算の執行状況が分かる工事台帳を作成する

ポイント

- ・工事台帳の作成は、管理部門が行なうこと
- ・管理部門が、現場代理人にヒアリングをしなくても、納品書と現場日報を基に、「工事の進捗率」を除いて工事台帳を作成できること
- ・月締めではなく、日で、少なくとも週単位で締め、リアルタイムに予算の執行状況を把握すること
- ・以上のポイントを達成するために、現場で作成する日報は、毎日必ず作成することとし、材料や外注費は、安易に(納品書がないと)支払わないことを徹底すること

(4) 会議(月2回程度)で各現場の現場状況・採算進捗状況を報告する

ポイント

- ・予算の執行状況と現場の進捗状況の差を把握しやすい資料をつくること
「4-1 原価管理フォーマット工事台帳」は、工事毎に1枚作成し、工事単体での予実管理を行います。
「4-2 原価管理フォーマット工事別付加価値一覧表」は、期首から期末までの工事一覧表であり、会社全体としての予実管理を行います。
いずれも、会議出席者が、より進捗状況を把握しやすいよう各資料をペーパー1枚にまとめ上げることが大切です。

(5) 現場完成後、なぜ予算と実績に差異が発生したのかを検証する

ポイント

- ・成功事例や要改善事例の報告だけにとどまらないこと
成功事例の場合は、他の現場に水平展開するためには何を行うべきか、行動計画を示し、決議すること
要改善事例の場合は、なぜ予算を下回ったのかの説明に終始するのではなく、今後失敗しないためには何を行うべきか、行動計画を示し、決議すること

原価管理を徹底するためには、自社の現状に応じた原価管理改革サイクルを確立することが大切です。

さらに、原価管理改革サイクルを継続することで、常に自社にあった原価管理を追い求めることが大切です。

表3に現状と今後のアクションの一例をまとめましたので、自社のレベル把握の参考にしてください。

表3 現状と今後のアクション

原価管理 レベル	現 状	今後のアクション
レベル1	期末の工事原価を見て全体としてコストダウン	現場別に実行予算と工事台帳を作成する
レベル2	現場別に実行予算を立案しているものの、工事台帳は現場完成後に集計しているので、実質活用できていない	工事台帳で実行予算の実施状況と工事進捗を管理する
レベル3	一部の現場代理人のみが原価管理（実行予算を立案し、工事台帳で進捗管理）を行っている	現場代理人全員が原価管理を行う（全社一丸となって原価管理を徹底して実施する）

原価管理が徹底できている企業とは？

▶ 1 原価管理が徹底できている企業の共通点

これまで中小規模の建設業を支援してきた中で明らかになった、原価管理が徹底できている企業の共通点をご紹介します。

■ 経営者が、原価管理の重要性を理解し、トップダウンで原価管理を推進している。

原価管理が徹底できている企業は、経営者が、社内の理解を得るまで、繰り返しその重要性を説明しています。

■ 経営幹部及び現場代理人並びに管理部門・営業部門の管理者は、なぜ原価管理を徹底しなければならないのかその目的を理解している。

原価管理が徹底できている企業は、現場代理人や管理者が、最大の協力者や理解者となっています。

■ 現場代理人、管理部門の中に、原価管理の目的を理解し、それを、自分の言葉で部下に伝えることができるキーマンがいる。

原価管理が徹底できている企業は、最大の理解者となった現場代理人や管理者が、ただ社長の言葉を伝えるのではなく、社長の言葉を自分で理解し、自分の言葉で部下に伝えています。

■ 完璧ではなくても、とりあえず目的に向かって前に進めようという雰囲気がある。

原価管理が徹底できている企業は、最初から完璧を目指すのではなく、まず前に進めて、進みながら1つずつ課題を解決しています。

■ 会議に使用する資料には、会議の内容を理解するために独自に工夫した定番品（工事台帳や工事別付加価値一覧表）がある。

原価管理が徹底できている企業は、会議に必要な情報を示した資料を定番化し、毎月同じ内容を繰り返すことで、メンバーの原価管理スキルを向上させています。

■ 自社でカスタマイズできるソフト（エクセル等）で運用し、1つ1つの課題を解決することで、自社にあった原価管理体制を確立している。

原価管理が徹底できている企業は、自分たちが原価を把握（管理）しやすいフォーマットにするため、自分たちでカスタマイズできるソフトを使用しています。

▶ 2 事例紹介

○事例企業の概要

売上高	従業員数	主たる業種	原価管理に取り組んだ時期
約7億円	20名程度	土木工事業	平成8年～

原価管理に取り組んだきっかけ

社長が、原価管理の大切さを理解し、トップダウンで実行した。月締めではなく、できる限りリアルタイムに実績が知りたいという目標を掲げスタートした。

原価管理が社内に浸透したきっかけ

当時の現場を管理する部長の意識が高かった。とりあえずやってみようとしてスタートした。

原価管理の導入方法

導入当初は、外部から原価管理システムを導入し、運用を行ってきた。その後、自社にあった内容にシステムをカスタマイズしようとしたが、汎用システムであるため自由に手直しができず、いったん運用を断念した。

社内での検討後、外部のシステムではなく市販の表計算ソフトを活用する形で運用を再開することとなり、会議で抽出された課題をその都度担当者が改善していくことで、本格的な運用が開始されることとなった。

工事台帳での進捗管理

管理部門が、現場日報及び納品書を見て工事台帳が作成できるように、実行予算書の作成時に、工事毎に工事ナンバーを付している（完工高が5,000千円超の工事について工事ナンバーを付している）。

現場日報は、現場の部長が協力的であったため、問題なく運用を開始できた。

納品書は、当社専用の納品書（工事ナンバー、品名、規格、数量等必要事項を指定）を作成し、納品時に併せて提出することを徹底した。

現状では、日毎とまではいかないが、少なくとも週毎には工事台帳を締め、進捗が把握できるようになっている。

進捗会議の運用状況

月末に、前月締めた工事台帳を基に、進捗会議を行っている。

工事台帳は、A4一枚で自社が知りたい情報（当社の場合は、リアルタイムな予算の執行状態）に絞り込む形で作成している。

会議の3日前に、現場代理人と管理部門が、工事進捗状況等を確認するための打ち合わせを行い、最終的な修正を行っている。

この事例企業が原価管理の運用を継続できている理由は、

- ① 経営者が原価管理の必要性を理解し、目的を的確に社内に伝えている
- ② その目的を理解した人材が、リーダーとなって原価管理を推進している
- ③ システムに頼るのではなく、自社でカスタマイズできるソフトを活用し、徐々に自社にあった仕組みを作っている

ことにあります。

身の丈に合った原価管理に取り組みたいと考えている中小企業にとっては、参考になる内容となっておりますので、参考にしていただけると幸いです。

○4-1 原価管理フォーマット工事台帳【例】

工事台帳(□実行予算時 □月次決算 □完工検査(引渡) □完工時)

		実行予算策定時				完工後	
工事番号		契約金額(税抜)A				千円	
工事名		材料・外注・経費B				千円	
発注者		工事付加価値C=(A-B)				千円	
工期		労務費(D)				千円	
施工と死守粗利率(該当に○)	<input type="checkbox"/> 元請自社施工 ○○% <input type="checkbox"/> 元請他社施工 ○○%	工事粗利E=(C-D)				千円	
	<input type="checkbox"/> 下請自社施工 ○○%	工事粗利率				%	

		実行予算(〇月〇日作成)				実績(〇月〇日現在)						予算消化率		
実行予算:工期	実績:進捗率	仮設工事	土木工事	〇〇工事	その他	小計	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	小計	#D/V/〇 残額予算 (予算-実績)
		〇/〇~〇/〇	〇/〇~〇/〇	〇/〇~〇/〇	〇/〇~〇/〇		%	%	%	%	%	%		100%
材料費						0							0	0
外注費						0							0	0
工事経費						0							0	0
工事粗利益E=(A-B-C-D)						0							0	0
現場管理費(〇〇千円/日)						0							0	0
現場作業費(〇〇千円/日)						0							0	0
人件費						0							0	0
工事雑品						0							0	0
出金合計(B+C+D)						0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事粗利益E=(A-B-C-D)						0							0	0
事務所費(F)						0							0	0
利益(E-F)						0							0	0

押印	実行予算					実績						
	作成	現場	営業	総務	経理	社長	作成	現場	営業	総務	経理	社長

懸念点
該当に○
発注者からの仕様が固まっていない 不得意な施工内容が存在する
現場(現場管理者や職人)に無理がかかる 規模が大きすぎる

備考 残工事のすべてを記載し、引渡時工事台帳に記載されていない残工事は、別工事扱いとする。

○4-2 原価管理フォーマット工事別付加価値一覧表【例】

工事別付加価値一覧表

作成日	作成者	外部購入費用										人件費+工事雑品														
		〇月実績累計					完成までの見込み					付加価値見込		人件費			工事雑品			工事原価		工事粗利益見込み				
工事番号	ステージ (別実行 予算作成 成・完工)	工事 進捗率	予算 消化率	現場名	工期	担当者	完成 工事高	材料費	外注費	工事経 費	合計	材料費	外注費	工事経 費	合計	①-②-③ 付加価値	率	〇月まで の実績 累計	完成まで の見 込み	合計	〇月 までの 実績 累計	完成まで の見 込み	合計	②+③+⑤+⑥ 工事原価 合計	①-⑦ 工事 粗利益	率
20011				西井	12/1~3/5	佐々木	20,000	3,000	3,000	1,000	7,000	2,000	3,000	1,000	6,000	7,000	35.0%	2,000	3,000	5,000	500	500	1,000	19,000	1,000	5.0%

工事番号	現場名	工期	担当者	実行予算											
				完成 工事高	材料費	外注費	経費	合計	付加価値 見込	率	労務費	工事毎 に分類 できない 工事雑 品	実行予算原価計	工事 粗利益	率
20011	西井	12/1~3/5	佐々木	20,000	5,000	5,000	2,000	12,000	8,000	40.0%	5,000	1,000	18,000	2,000	10.0%

第3章

元請業者と下請業者の適正な契約に関する留意事項

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 前金払または出来高払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑩ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前頁①～⑭(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ② 注文書及び請書には、前頁①～③(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前頁①～⑭(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④ 注文書及び請書の個別記載欄には、前頁①～③(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事の的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来形払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の3第1項)



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の5第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引を受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の5第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金を全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商習慣等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となっており、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効 力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	—		仲裁合意が必要

紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ
電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

第4章

「私たち、こんな取り組みやっています！」

女性管理職の活躍等、人材育成と活用により活性化

株式会社トーケン

会社概要

代表者	代表取締役社長 根上 健正	所在地	金沢市入江3-25
資本金	7,000万円	従業員数	72名(グループ全体)
直近決算売上高	8,743,935千円(グループ売上高)	連絡先	0761-21-8818



女性社員の登用、活用について

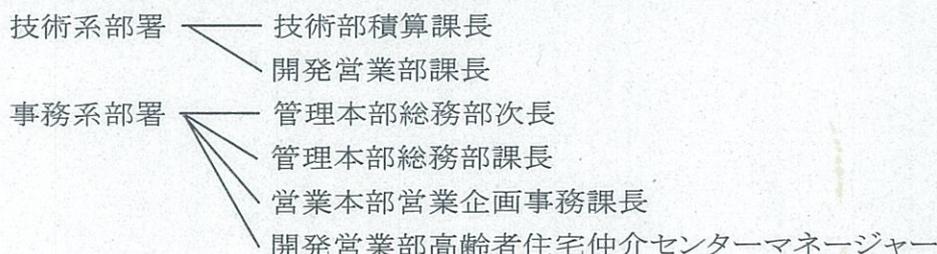
少子・高齢化により、労働力人口の減少が進むなか、女性活用が日本経済を支えていくとの考えもあり、企業には男女の格差がなく、女性にも開かれた職場づくりが求められています。当社では、地域に役立ち必要とされる企業への変革に取り組む中、女性の果たす役割は重要との認識から、女性正社員11名中6名を管理職に登用しています。結果的に、女性社員の活躍が職場の活性化を促し、会社をより元気にしているように実感しています。

当社社長が、女性の登用、活用について話していることは、「男女差でなく、個人差が重要」ということであり、社会人としての能力には男女差はないという認識です。女性にも活躍の場を与え、いかに女性が働きやすい環境を整えるか、また、女性自身も正しい認識と意識改革が大事であるということです。

一般的に、女性は責任感や使命感も強く、女性が仕事に喜びを感じ、やる気になっている職場は、明るく、楽しい、生き活きた職場となります。しかし、女性が働く場合には、家庭との両立に折り合いをつける必要があるなど制限も多く、男性社員が現業で不規則な労働環境もあるなかで、女性社員が男性社員と同じように、全く対等な職責、職分、役職や待遇を維持するには高いハードルがあります。そのような中、当社としては、女性だからということではなく、それぞれに持っている能力を発揮できる環境を整備することにより、女性が生き活きと働きやすく、また、固有の能力を生かして、より大きな職責を果たすことにつながっているように思います。

女性社員の配置

以下は、当社の女性管理職社員の配属先を記したものです。



やりがいのある持ち場

上記の女性管理職はもちろん、他の女性社員も含め、会社の中では、それぞれが重要な職責を果たし、なくてはならない存在となっており、一人ひとりがやりがいをもって取り組んでいます。

一例として、高齢者住宅仲介センターのマネージャーとして活躍している女性社員を紹介したいと思います。一見、建設業からはかけ離れた異業種のように感じますが、当社が永く賃貸マンション事業に携わるなか、入退去の管理の経験を活かし「事業を通じて地域のお役に立ちたい」との思いから、4年前に高齢者住宅への入居が必要なお年寄りと家族をサポートする仲介事業を始めました。当女性社員は、設立時よりマネージャーとして、金沢市、野々市市を中心に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、入居を希望する高齢者や家族の要望に最も適した施設を的確に紹介することを心がけて取り組んでいます。最初は、入居希望者の紹介元となる病院や地域包括支援センターなどから、なかなか仕組みを理解してもらえず苦労しましたが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの各施設の各種サービス内容や料金などの情報を収集し、施設と契約提携するなど、地道な活動により、きめ細やかな施設情報をもとに紹介の実績を築くことで信頼を深め、今では年間150件の相談に応えるまでとなっています。入居が決まった高齢者ご本人や家族、担当のケアマネージャーから多くの感謝の声を頂いたり、この事業を通して、ここまで信頼を積み上げてこられたことは、彼女自身の介護の経験や女性としての細やかな配慮、優しさに基づいた対応の所以であると言えます。

人格陶冶に努める「胎動塾」

社員研鑽を目的とした社内研修会として、平成20年より企業理念「未来への胎動」からネーミングした「胎動塾」を開催しています。毎年年間22回開催され、指名された社員が講師となり発表する講義の中で、一番多い年では年間7名の女性社員に発表の機会が与えられました。全社員の前で語る女性社員の生き生きとした姿と、仕事に対する想いに皆が感動を覚えるくらい、社内に与える効果は大きいと感じています。

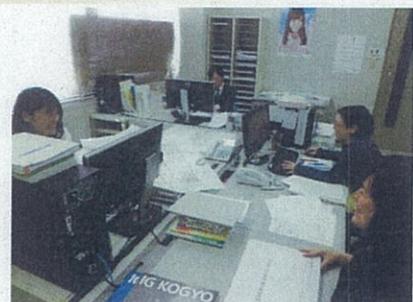
《胎動塾風景》

胎動塾では、社長から与えられたテーマに沿ってプレゼンテーションを行います。例えば、「私たち総務部の役割はとても重要です」などのテーマでは、働く女性としての仕事への想い、やりがい、思いやり等など、働く喜びを感じ、会社を愛する想いや胸を打つ内容が多くあります。男性社員も発表を聞く事により、女性社員の仕事ぶりや考えに触れ、共感し、共通の問題意識を持つことや理解ができます。もちろんプレゼンテーション力向上の面でも、他の社員も刺激を受け、切磋琢磨します。女性が表に立つことで、男性社員の役割意識も明確となり、お互いに理解し、思いやりを持ち、コミュニケーションも生まれやすくなっていると思います。



今後の取組み

今後の企業経営を考えると、女性は「補助業務」という旧来の考え方では、全く立ち向きません。男女に関係なく、「個人」の能力を信じ、仕事を任せてみるという取組みを推進したいと考えます。女性活用方針の明確化のもと、女性が活躍できる「風土」を更に醸成させ、制度面を含めたインフラ整備を進めることが重要と考えています。



技能訓練校による技能の伝承と人材育成

株式会社イスルギ

会社概要

代表者	代表取締役 石動 信明	所在地	金沢市神田1-31-1
資本金	5,000万円	従業員数	173人
直近決算売上高	3,759,814千円	連絡先	076-247-4646



技能訓練校の歴史

昭和27年に仕事量の増加に対し職人の数や技術が追いつかないままにある現状を憂い、石動左官工業所付属年少工養成所と名付け、弊社が全国に先駆けて開校したものです。

弊社は労務職であり、職人の技能がなければお客様の満足する品質確保ができないこともあり職人を大切にしようとする中で現在まで継続して続いている学校です。

技能訓練校と人材育成

弊社に入社した高卒新入社員は入社と同時にイスルギ技能訓練校に入校し、技能の育成のための指導を行っています。訓練生として入社後約2か月は社内で研修を行い、現場配属後も毎週月曜日に実技及び座学の集合教育を実施しています。月曜日以外は現場にて先輩の指導を受けながら技能を磨いていきます。

技能の伝承と共に訓練校では特殊な左官技能を体験させることで、新入社員が左官の魅力・面白さを感じモチベーションをあげるという役割も果たし、若手人材の離職率を下げることに寄与しています。

この訓練校での経験を基礎に現場で数多くの経験を重ね、日本左官業組合連合会主催の全国技能競技大会で優勝した職人もおりますし、各種の左官の技能を競う大会でも上位にはいるなど当社の技術力は全国的に高評価をいただいております。

実技の講師は現役の現場職長が教えており、自分の経験を活かし技能の伝承を行っています。

訓練校を卒業することによって2級左官技能士の学科試験が免除され、1級左官技能士の受験の為の必要な実務期間が短縮されるというメリットがあります。

この訓練校があるおかげで左官の技術を全く持っていない高卒の新入社員が左官の基礎を身に付けることができるということもあり新入社員も安心して入校できています。

昨年は女性技術者も入社し、訓練校で基礎を学び、1年が経過した今は現場で活躍しています。

今後の課題

訓練校によって左官の基礎技術の伝承は行っているが、応用した技能を伝承していかなくては難易度の高い左官仕上げ等の技術がうまく伝わっていかないというのが現状の大きな課題であります。

現場では特殊な左官仕上げや難易度の高い仕上げは予算・工期の厳しい中失敗ができないということもありベテランの技術・経験のある人がやっけてしまっていて若い職人に技能の伝承ができていないというのが最大の課題です。



課題への対応

その為昨年からは現場職長をするレベルになっている入社10年目の職人を週に2回2か月間のカリキュラムでフォローアップ研修と名付け、階段や柱の納まり、漆喰などの特殊仕上さらには左官の技能を応用してできるタイル貼りや塗床など技能の伝承を行っています。

今後はよりカリキュラムを充実したものにすると共にさらにレベルの高い集合研修を行うことによって左官技能の伝承を行っていきます。



【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>建設業 サポートデスク</p>	<p>本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、専門的な助言が必要な場合は、経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、経営診断や経営計画策定などの支援を行います。</p>	<p>問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL:076-225-1712 FAX:076-225-1714 ・南加賀土木総合事務所 TEL:0761-21-3333 FAX:0761-21-7080 ・石川土木総合事務所 TEL:076-272-1188 FAX:076-272-1870 ・県央土木総合事務所 TEL:076-241-8201 FAX:076-244-0915 ・中能登土木総合事務所 TEL:0767-52-5100 FAX:0767-52-5104 ・奥能登土木総合事務所 TEL:0768-22-0567 FAX:0768-22-2144
<p>石川県 建設新技術 認定・活用制度</p>	<p>石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。</p>	<p>石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL:076-225-1787 FAX:076-225-1788 http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</p>
<p>農業参入 サポートデスク</p>	<p>農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。</p>	<p>農業参入サポートデスク TEL:076-225-1613 FAX:076-225-1618 (石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL:0761-23-1707 FAX:0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL:076-276-0528 FAX:076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL:076-204-2100 FAX:076-268-9014 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL:0767-52-2583 FAX:0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL:0768-26-2320 FAX:0768-26-2331 <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622</p>
<p>農業参入総合 支援プログラム</p>	<p>誘致から農地の確保・幹旋、技術・経営両面からの営農支援まで、参入から定着までの一貫した総合的な支援を行います。</p>	<p>石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL:076-225-1613 FAX:076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622 URL:http://www.inz.or.jp/ E-mail:info@inz.or.jp</p>
<p>農業人材マッチン グ推進事業</p>	<p>農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、幅広い農業人材の確保・育成に努めます。</p>	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622 URL:http://www.inz.or.jp/ E-mail:info@inz.or.jp</p>
<p>いしかわ耕稼塾 運営事業</p>	<p>プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。</p>	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622 URL:http://www.inz.or.jp/ E-mail:info@inz.or.jp</p>

地産地消 サポートデスク

生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。

- ・石川県農林水産部 生産流通課
企画普及グループ
TEL:076-225-1622 FAX:076-225-1624
- ・南加賀農林総合事務所 企画調整室
TEL:0761-23-1707 FAX:0761-23-1207
- ・石川農林総合事務所 企画調整室
TEL:076-276-0528 FAX:076-276-2745
- ・県央農林総合事務所 企画調整室
TEL:076-204-2100 FAX:076-268-9014
- ・中能登農林総合事務所 企画調整室
TEL:0767-52-2583 FAX:0767-52-3151
- ・奥能登農林総合事務所 企画調整室
TEL:0768-26-2320 FAX:0768-26-2331

企業ドック制度

企業経営を取り巻く環境が変化する中、自社の置かれている経営状況等を正しく認識し、経営内容が健全なうちに、早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし)

- 金沢商工会議所 076-263-1151
- 小松商工会議所 0761-21-3121
- 七尾商工会議所 0767-54-8888
- 輪島商工会議所 0768-22-7777
- 加賀商工会議所 0761-73-0001
- 珠洲商工会議所 0768-82-1115
- 白山商工会議所 076-276-3811
- 石川県商工会連合会 076-268-7300
- 石川県中小企業団体中央会 076-267-7711
- (公財)石川県産業創出支援機構 076-267-1244
- 石川県商工労働部経営支援課経営支援グループ
TEL:076-225-1525 FAX:076-225-1523

中小企業 再生・事業転換 支援事業

再生や事業転換に取り組む企業の相談から計画策定までを支援します。(企業負担なし)

- 金沢商工会議所 076-263-1151
- 小松商工会議所 0761-21-3121
- 七尾商工会議所 0767-54-8888
- 輪島商工会議所 0768-22-7777
- 加賀商工会議所 0761-73-0001
- 珠洲商工会議所 0768-82-1115
- 白山商工会議所 076-276-3811
- 石川県商工会連合会 076-268-7300
- 石川県中小企業団体中央会 076-267-7711
- (公財)石川県産業創出支援機構 076-267-1244
- 石川県商工労働部経営支援課経営支援グループ
TEL:076-225-1525 FAX:076-225-1523

石川県 エコ・リサイクル 製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として、積極的な利用とPRをしています。

- 石川県環境部 廃棄物対策課
循環型社会推進グループ
TEL:076-225-1471 FAX:076-225-1473

いしかわ エコデザイン賞 表彰制度

低炭素(地球温暖化防止)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された石川発の優れた製品やサービスを表彰します。

- 石川県環境部
温暖化・里山対策室企画推進グループ
TEL:076-225-1462 FAX:076-225-1479

いしかわ エコものの発信力 向上支援事業

環境保全に役立つ石川発の製品・サービスについて、環境面での特長を消費者や顧客にPRする手法を広報の専門家から学ぶ「いしかわエコものの発信塾」(全3回)を開催します。

- 石川県環境部
温暖化・里山対策室企画推進グループ
TEL:076-225-1462 FAX:076-225-1479

介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談

介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 長寿社会課
在宅サービスグループ

TEL:076-225-1417 FAX:076-225-1418
金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL:076-220-2264)までお問い合わせください。

認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 少子化対策監室
子育て支援課 保育グループ

TEL:076-225-1421 FAX:076-225-1423
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市こども政策推進課(TEL:076-220-2299)までお問い合わせください。

障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 障害保健福祉課
企画推進グループ

TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429
金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL:076-220-2291)までお問い合わせください。

【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
経営体育成支援事業	地域の話し合いで決定した、今後地域の中心となる経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	農業参入サポートデスク TEL:076-225-1613 FAX:076-225-1618 (石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室内)
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL:076-225-1615 FAX:076-225-1618
経営体育成強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店(農林水産事業) 農業食品課(石川県担当) TEL:076-263-6472 最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL:076-225-1615 FAX:076-225-1618
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ TEL:076-225-1643 FAX:076-225-1645
経営革新等支援融資 (経営革新支援分・格差対策分)	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL:076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html

**地域商工業活性化
融資(一般分)**

設備投資をする方に対する低利の融資制度です。

**事業転換支援融資
(一般分・格差対策分)**

新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。

**経営安定支援融資
(一般分、再生支援分、
緊急経営安定支援分)**

売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。

**経営安定支援融資
(資金繰り支援分)**

保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。

**石川県環境保全
資金融資制度**

公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

**石川県地球温暖化
対策支援融資制度**

省エネ設備の導入など中小企業者を取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。

**石川県産業廃棄物
処理施設整備
資金融資制度**

産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

**石川県バリアフ
リー施設整備促進
融資制度**

公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。

石川県商工労働部 経営支援課
金融グループ
TEL:076-225-1522
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html>

石川県環境部 環境政策課
企画管理グループ
TEL:076-225-1463 FAX:076-225-1466

石川県環境部 廃棄物対策課
循環型社会推進グループ
TEL:076-225-1471 FAX:076-225-1473

石川県健康福祉部 厚生政策課
地域福祉グループ
TEL:076-225-1419 FAX:076-225-1409
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html>

【助成】

制度名

制度の概要

問い合わせ先

**農業機械施設
整備支援事業
(企業参入型)**

農業参入する企業に対し、営農に必要な機会・施設の整備に要する経費を助成します。

農業参入サポートデスク
TEL:076-225-1613 FAX:076-225-1618
(石川県農林水産部 農業政策課内)

いしかわ 農業参入支援 ファンド事業

条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。

石川県農林水産部農業政策課
農業参入・経営戦略推進室
TEL:076-225-1613 FAX:076-225-1618
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622
URL: <http://www.inz.or.jp/>
E-mail: info@inz.or.jp

耕作放棄地 再生利用緊急 対策交付金

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援します。

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
TEL:076-225-7621 FAX:076-225-7622
URL: <http://www.inz.or.jp/>
E-mail: info@inz.or.jp

いしかわ産業化 資源活用推進 ファンド事業

産業化資源を活かした新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。また、農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、異業種からの農業参入といった農商工連携の取組に対しても支援します。

県: 石川県商工労働部 産業政策課
競争力強化推進グループ
TEL:076-225-1512 FAX:076-225-1514
公益財団法人石川県産業創出支援機構
(ISICO) 地域振興部
TEL:076-267-5551 FAX:076-268-1322

中小企業 地域資源 活用プログラム

産業化資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、補助金・低利融資などにより総合的な支援を行います。

国: 独立行政法人中小企業基盤整備機構
北陸本部 連携推進課
TEL:076-223-6100 FAX:076-223-5762
県: 石川県商工労働部 産業政策課
競争力強化推進グループ
TEL:076-225-1512 FAX:076-225-1514
公益財団法人石川県産業創出支援機構
(ISICO) 地域振興部
TEL:076-267-5551 FAX:076-268-1322

いしかわ里山 振興ファンド事業

里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。

いしかわり山づくり推進協議会
(石川県農林水産部 里山振興室)
TEL:076-225-1631 FAX:076-225-1618